

学生の皆さん

立命館大学 学生部

新型コロナウイルス感染症に関わる対面による課外自主活動の今後の在り方について
(2020年9月8日更新)

対面による課外自主活動の再開について、本学では、BCP「レベル2」において、「各クラブ等から感染拡大予防策を含む活動計画の申請に基づき、面談等を実施して個別に限定的な活動再開の判断」をしており、当面のところ、これらの対応を継続する（法人危機対策本部 2020年6月15日）ことが判断され、この方針に基づいて対応をしています。今後もこの方針に基づいた対応を継続しますが、秋学期開講に向け、以下のとおり具体的な申請・対応方法を変更します。

また、対面による地域交流やイベント（試合を含む）・合宿等の活動については、限定的な活動再開が認められた団体のみを対象に、活動を認めます。（事前申請による許可制）

今回の変更（下記）に伴い、これまで対面での活動再開申請を受け付けてきた方法は、9月13日（日）までとします。（これまでの申請方法での申請について、受付をした内容が一定の基準を満たさないと判断した場合には、各団体での対応方法を再検討いただき、今回ご案内している方法にて改めて申請いただく場合があります。）

なお、こうした判断は、政府や自治体からの要請状況、感染拡大の状況等により変動することがあります、予めご理解をお願いします。（変更の際は、改めて通知することとします。）

新型コロナウイルス禍以前のような活動が出来ない状況において、学生の皆さんは不安や負担を感じる時期が続いていると思います。こうした状況を収束させるため、今一度、一人ひとりの自覚と責任ある行動について考え、実践してください。慎重な行動を心がけて感染拡大の防止に務め、クラスター（集団感染）を発生させないために「密閉」「密集」「密接」の3条件を徹底して回避しましょう。学生部も皆さんの活動環境が少しでも前進するよう一緒に取り組んでいきます。

学生の皆さんは、上記の内容を踏まえ、今後もしっかりと考え行動してください。

※既に、学生部（学生オフィス・スポーツ強化オフィス）との相談等が途上の団体、または対面による活動を再開している団体については、その中で確認されたことを踏まえた対応を進めてください。

<今後の対面による課外自主活動の限定的な再開に向けた対応概要>

●申請期間

2020年9月28日（月）～10月4日（日）

●今回判断する活動の対象期間

2020年度中の活動（～2021年3月31日）

●限定的な活動再開に向けたステップ

以下のステップで確認のうえ、限定的な活動の再開を認めていきます。前提として、各団体において、新型コロナウイルス禍を踏まえたリスクの範囲を理解し、それを回避するために工夫する点の検討をすすめることが重要となります。（適宜、教職員の顧問・部長・副部長、指導者等への相談も進めてください。）

- (1) 課外自主活動の対面活動再開に向けた「説明会（オンデマンド形式）*1」への参加
配信期間：9月14日（月）～（予定）

- (2) 各団体から課外自主活動の対面活動再開に向けた対応方針の学生部への申請 (WEB)
申請期間：9月28日(月)9:00～10月4日(日)18:00
- (3) 申請された内容の学生部による確認
- (4) 申請内容から感染症拡大防止対策等が十分と認められた団体のみ学生部による面談
面談期間：10月12日(月)～10月16日(金)(予定)
- (5) 面談内容から感染症拡大防止対策等が十分と認められた団体のみ対面による活動再開
面談結果の案内：10月19日(月)以降、順次対象の団体に案内

*1・・・「説明会(オンデマンド形式)」説明会の公開など詳細は、別途 manaba+R を通じてご案内します。

●申請方法等

申請のWEBフォームのURLについては、上記申請期間の前に manaba+R でご案内します。
(申請WEBフォームの公開開始は9月28日(月)9:00からとなります。)

●その他

- ・対面による活動を再開した団体には、再開後も活動状況等を学生部が確認します。
- ・今次の申請や対面による活動再開状況を踏まえ、追加の申請受付、面談等については別途検討を行います。

●限定的な活動再開に向けて学生部が各団体と確認をする主な点(詳細は「説明会(オンデマンド形式)」でも説明を行います。)

- ① 部員の体調を一定期間(14日間以上)継続的に把握、報告し、体調の悪化や不良がある部員を速やかに発見し活動に参加させない等の対処ができること
- ② 活動時だけでなく日常生活においても、参加する全員が、別途提示する定められた感染症対策(食事、外出、交遊の際など)を徹底できること
- ③ 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下で活動を再開することのリスクを理解し、他方で大学がそれを認めることの趣旨を理解できていること。人数・活動場所・時間・形態等を一定程度制限し、活動をすることの意味を説明できること
- ④ (配置されている場合は)教職員の顧問・部長・副部長、指導者等との連携を十分にとることができ、かつ部内での指揮命令系統が明確であること(有事に活動を休止するなど、迅速に対応できる体制が整っていること)
- ⑤ 学外の施設を利用する必要がある場合は、その施設の利用方針も遵守すること
- ⑥ 上記事項を継続して実施できるよう、各団体の特性を踏まえた「感染対策」を作成し提出をすることを求めます。

以上

<お問合せ・団体での感染の疑い等発生した場合の相談など連絡先>

衣笠学生オフィス 075-465-8167

BKC 学生オフィス 077-561-3917

OIC 学生オフィス 072-665-2130

スポーツ強化オフィス 077-561-3977

※平日10:00～16:00 開室 (TELは9:00～17:30)

※開室時以外はキャンパスインフォメーション・管理室

(衣笠:075-465-8144、BKC:077-561-2621、OIC:072-665-2020)

にご連絡ください